

平成18年度市場モニタリングテスト結果

家庭用品品質表示法に係る試買テスト

「上衣及びコート」

平成18年度にNITEが、家庭用品品質表示法の対象商品である「上衣及びコート（繊維にポリウレタンコーティング又は含浸加工した衣料品（合成皮革を除く）」について、同法の繊維製品品質表示規程（以下「表示規程」という。）に対する遵守状況を調査するため、試買テストを行いました。

また、ポリウレタン樹脂等を使用した繊維製品では表示規程において、「ポリウレタン等の樹脂の劣化に関する注意表示」の義務はありませんが、当該表示が任意に行われているかを併せて確認しました。

テストの実施にあたっては、繊維にポリウレタンコーティング又は含浸加工していると思われるレインコート及びジャケット等10銘柄を市場から購入し、テスト対象商品としました。

当該品目は、表示規程に定められた表示項目である繊維の組成、家庭洗濯等取扱い方法、表示者名等を表示する必要があります。

テストの結果、10銘柄中4銘柄が表示規程に不適合でした。また、実際にポリウレタン樹脂が使用されているものは6銘柄でした。

主な不適合内容は、「組成表示」のうち表示対象部位の組成表示がないことなどです。

なお、ポリウレタン樹脂の劣化に関する表示を行っているものは1銘柄もありませんでした。

遵守事項	不適合内容	銘柄数()
繊維の組成	表示の対象部位であるにもかかわらず、表示がなかった。	2
	分離した部位が明確でなく分かりにくかった。	1
	分離した部位が明確でなく分かりにくかった。 (任意表示と法定表示が混在しており分かりにくかった。)	1
	定められた指定用語を用いていなかった。	1
家庭洗濯等取扱い方法	定められた絵表示記号を用いていなかった。	1
表示者名等	外袋の表示者名の連絡先が、間違っていた。	2
	縫い付けラベルには、表示者名の連絡先の表示がなかった。	

() 1銘柄で複数の不適合事項に該当するものはそれぞれを計上しています。

なお、NITEでは、不適合と考えられる表示を行っていた表示者に対して、テスト結果を提示し当該表示者の見解及び対応策について聴取を行い、テスト結果と共に経済産業省に報告しました。この報告に基づき、経済産業省から当該表示者に対し改善指導が行われました。